

○米子市勤労青少年ホーム条例

平成17年3月31日条例第161号

改正

平成18年8月9日条例第39号

平成19年3月28日条例第3号

平成24年3月28日条例第3号

平成25年12月25日条例第38号

米子市勤労青少年ホーム条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、米子市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 勤労青少年福祉法(昭和45年法律第98号)第15条第2項に規定する事業を総合的に行うため、米子市勤労青少年ホームを次のとおり設置する。

名称	位置
米子市勤労青少年ホーム	米子市東福原八丁目24番31号

(開館時間)

第3条 米子市勤労青少年ホーム(以下「ホーム」という。)の開館時間は、日曜日については午前9時から午後5時まで、日曜日以外の日については午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 ホームの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

(1) 水曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(使用することができる者の範囲)

第5条 ホームを使用することができる者は、市内に勤務し、又は市内に居住する者のうち30歳未満の勤労青少年で市長の登録を受けた者とする。ただし、市長が特に必要と認める者については、この限りでない。

(利用証の交付)

第6条 市長は、前条の登録をしたときは、利用証を交付するものとする。

(登録事項の変更)

第7条 第5条の登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更があったときは、速やかに市長に申請し、当該変更に係る事項について登録を受けなければならない。

(使用許可)

第8条 登録を受けた者は、ホームの施設、設備又は器具(以下「施設等」という。)を使用しようとするときは、利用証を提示して市長の許可を受けなければならない。

2 登録を受けた者がグループ活動等のためホームの施設等の全部又は一部を専用使用しようとするとき、及び第5条ただし書に規定する者がホームの施設等を使用しようとするときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ申請書を提出して、市長の許可を受けなければならない。

3 前2項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項、第2項及び第3項(第19条第2項において準用する場合を含む。)並びに同条第1項ただし書の許可(以下「使用許可等」という。)をする場合において必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(使用許可等の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可等をしないものとする。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) ホームの施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 他人に危害を加え、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ホームの管理運営上支障があると認められるとき。

（目的外使用等の禁止）

第10条 使用許可等を受けた者（以下「使用者」という。）及びホームの施設等を利用する者（以下「利用者」という。）は、使用許可等を受けた目的以外の目的にホームの施設等を使用し、若しくは利用し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

（使用許可等の取消し等）

第11条 使用者は、使用許可等を受けた事項を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、使用者又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可等を取り消し、ホームの施設等の使用若しくは利用を制限し、若しくは停止し、ホームへの入館を拒否し、又はホームからの退館を命ずることができる。

- (1) 第8条第4項の条件に違反したとき。
- (2) 第9条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により使用許可等を受けたとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（使用料）

第12条 ホームの施設等の使用料は、無料とする。ただし、第5条ただし書の規定による使用者が第2条の事業以外の目的にホームの施設等を使用する場合の使用料は、別表のとおりとする。

（使用料の納付）

第13条 前条ただし書に規定する使用をする使用者は、同条ただし書に定める使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 使用料は、第8条第2項及び第3項の許可と同時に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第14条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第15条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰すことができない理由によりホームの施設等を使用することができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

（原状回復の義務）

第16条 使用者及び利用者は、ホームの施設等の使用又は利用を終えたときは、直ちに、これを原状に回復しなければならない。第11条第2項の規定により使用許可等を取り消され、ホームの施設等の使用若しくは利用を停止され、又はホームからの退館を命ぜられたときも、同様とする。

（損害賠償の義務）

第17条 使用者及び利用者は、ホームの施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、市長が相当と認める損害を賠償しなければならない。

（遵守事項）

第18条 使用者及び利用者は、ホームにおいては、規則で定める事項を遵守しなければならない。

（行為の制限）

第19条 ホームにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 物品の販売その他営業行為
- (2) 寄附の募集
- (3) 宣伝
- (4) 広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置
- (5) 前各号に掲げる行為に類する行為

2 第8条第3項の規定は、前項ただし書の許可について準用する。

(運営委員会)

第20条 市長の諮問に応じ、ホームの行う事業に関する基本的事項について調査審議するため、米子市勤労青少年ホーム運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、委員12人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 第5条の登録を受けた者の代表者
- (3) 関係行政機関の職員

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、運営委員会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(指定管理者による管理)

第21条 市は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、ホームの管理に関する次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 勤労青少年の福祉に関する事業の企画及び実施に関すること。
- (2) ホームの施設等の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ホームの管理に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除くもの

(指定管理者による開館時間及び休館日の変更)

第22条 指定管理者は、市長の承認を受けて、第3条に規定する開館時間及び第4条に規定する休館日を変更することができる。

(指定管理者による登録及び使用許可等)

第23条 指定管理者は、その業務として、第5条及び第7条の規定による登録に関する事務並びに使用許可等に関する事務を行うものとする。この場合において、第5条から第9条まで、第11条及び第19条の規定の適用については、これらの規定（これらの規定の適用に係る規則の規定を含む。）中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(登録に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に旧米子市勤労青少年ホーム条例（昭和57年米子市条例第20号）第4条の規定によりホームを使用することができる者として登録を受けている者は、第5条の規定により登録を受けたものとみなし、その者が同条例第5条の規定により交付を受けた利用証は、第6条の規定により交付された利用証とみなす。

附 則（平成18年8月9日条例第39号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日条例第3号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日条例第3号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項、第16条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項、第21条第1項、第22条第1項、第23条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第29条第1項、第30条、第31条第1項、第32条第1項、第33条第1項、第34条第1項、第35条第1項、第36条第1項、第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項及び第46条第1項の規定は、公布の日から施行する。

(米子市勤労青少年ホーム条例の一部改正に伴う経過措置)

第17条 第17条の規定による改正後の米子市勤労青少年ホーム条例(以下この条において「改正後の条例」という。)第9条第4号の規定は、施行日以後における米子市勤労青少年ホーム(以下この項において「ホーム」という。)の施設、設備若しくは器具の使用又はホームにおける改正後の条例第19条第1項各号に掲げる行為に係る許可(公布日以後に当該許可について申請がされたものに限る。)について適用する。

2 改正後の条例第11条第2項第2号の規定は、この条例の施行の際現に第17条の規定による改正前の米子市勤労青少年ホーム条例第8条第1項若しくは第2項又は第19条第1項ただし書の許可を受けている者に対しても適用する。

附 則 (平成25年12月25日条例第38号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(米子市行政財産使用料条例等の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の米子市行政財産使用料条例別表(米子市淀江和傘伝承施設条例(平成17年米子市条例第134号)第10条ただし書、米子市都市公園条例別表第2及び米子市漁港管理条例別表第1において適用する場合並びに米子市シルバーワークプラザ条例第19条第2項において準用する場合を含む。)の規定、第2条の規定による改正後の米子市隣保館条例別表の規定、第3条の規定による改正後の米子市解放文化センター条例別表の規定、第6条の規定による改正後の米子市福祉保健総合センター条例別表の規定、第7条の規定による改正後の米子市障害のある勤労者教養文化体育施設条例別表の規定、第8条の規定による改正後の米子国際会議場条例別表の規定、第9条の規定による改正後の米子市勤労青少年ホーム条例別表の規定、第10条の規定による改正後の米子市勤労者体育施設条例別表の規定、第11条の規定による改正後の米子市シルバーワークプラザ条例別表の規定、第12条の規定による改正後の米子市観光センター条例別表の規定、第14条第1項の規定による改正後の米子市南公園墓地条例別表第2の規定、第15条の規定による改正後の米子市北公園墓地条例別表第2の規定、第16条の規定による改正後の米子市淀江墓苑条例別表第2の規定、第17条第1項の規定による改正後の米子市道路の占用に関する条例別表(米子市準用河川占用料徴収条例(平成17年米子市条例第137号)第3条において読み替えて準用する場合及び米子市法定外公共物管理条例第5条第2項において準用する場合を含む。)の規定、第19条の規定による改正後の米子市都市公園条例別表第2の規定、第22条の規定による改正後の米子駅前地下駐輪場管理条例別表第1の規定、第23条の規定による改正後の米子駅前地区自転車等の放置防止に関する条例第8条第1項の規定、第26条の規定による改正後の米子市都市下水路条例別表の規定、第28条の規定による改正後の米子市伯耆古代の丘公園条例別表の規定、第29条の規定による改正後の米子市淀江温浴施設条例別表第1及び別表第2の規定、第30条の規定による改正後の米子市学校施設の使用に関する条例別表の規定、第31条の規定による改正後の米子市公民館条例別表の規定、第32条の規定による改正後の米子市立図書館条例別表の規定、第35条の規定による改正後の米子市体育施設条例別表第2の規定、第36条の規定による改正後の米子市文化ホール条例別表の規定、第37条の規定による改正後の米子市淀江文化センター条例別表の規定並びに第38条の規定による改正後の米子市農村集落多目的共同利用施設条例別表の規定は、平成26年度以後の会計年度に属する使用料又は手数料(その名称にかかわらず、これらに相当するものを含む。以下この条において同じ。)について適用し、平成25年度以前の会計年度に属する使用料又は手数料については、なお従前の例による。

別表（第12条関係）

施設	使用料の額		
	単位	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
集会室	使用時間 1時間に つき	210円	320円
講習室		210円	320円
和室		210円	320円
料理講習室		540円	640円
音楽室（大）		210円	320円
音楽室（小）		100円	210円
軽運動室		210円	320円

備考

- 1 使用時間が1時間未満であるときのその使用時間及び使用時間に1時間未満の端数があるときのその端数は、1時間とする。
- 2 この表に定める時間外に使用する場合における当該使用する時間1時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は、1時間とする。）当たりの使用料の額は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 集会室 320円
 - (2) 講習室 320円
 - (3) 和室 320円
 - (4) 料理講習室 640円
 - (5) 音楽室（大） 320円
 - (6) 音楽室（小） 210円
 - (7) 軽運動室 320円
- 3 冷房設備又は暖房設備を使用する場合における使用料の額は、この表（前項の規定を含む。）に基づき算出した使用料の額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を当該使用料の額に加算した額とする。
 - (1) 冷房設備を使用するとき。 100分の50
 - (2) 暖房設備を使用するとき。 100分の30
- 4 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

○米子市勤労青少年ホーム条例施行規則

平成17年3月31日規則第129号

改正

平成19年3月28日規則第16号

米子市勤労青少年ホーム条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、米子市勤労青少年ホーム条例（平成17年米子市条例第161号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 米子市勤労青少年ホーム（以下「ホーム」という。）に、次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 副館長
- (3) 前2号に掲げる者のほか、必要な職員

(職務)

第3条 館長は、ホームの事務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 副館長は、館長を補佐し、館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 前項第3号に掲げる職員は、館長の指示を受けてホームの事務に従事する。

(登録の申請)

第4条 条例第5条の登録を受けようとする者は、勤労青少年ホーム使用者登録申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(利用証)

第5条 条例第6条の利用証（以下「利用証」という。）の様式は、別記様式第2号に定めるとおりとする。

2 利用証の有効期間は、発行の日から1年とする。

3 利用証の交付を受けた者は、利用証を汚損し、破損し、又は紛失したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(登録事項の変更の申請)

第6条 条例第7条の規定による申請は、勤労青少年ホーム登録事項変更申請書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 前項の申請書には、利用証を添付しなければならない。

(使用許可等の申請)

第7条 条例第8条第2項若しくは第3項（条例第19条第2項において準用する場合を含む。）又は同条第1項ただし書の許可（以下「使用許可等」という。）を受けようとする者は、勤労青少年ホーム専用使用等（変更）許可申請書（別記様式第3号）又は勤労青少年ホーム内制限行為（変更）許可申請書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、使用許可等を行うに当たり必要と認める書類を添付させることができる。

(許可書の交付)

第8条 市長は、使用許可等をしたときは、勤労青少年ホーム専用使用等（変更）許可書（別記様式第3号。以下「専用使用等許可書」という。）又は勤労青少年ホーム内制限行為（変更）許可書（別記様式第4号）を申請者に交付する。

(専用使用等の取消しの届出)

第9条 条例第11条第1項の規定による届出は、勤労青少年ホーム専用使用等取消届出書（別記様式第5号）又は勤労青少年ホーム内制限行為取消届出書（別記様式第6号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、当該届出に係る事項に関し前条の規定により交付を受けた許可書を添付しなければならない。

(使用料の減免の申請)

第10条 条例第14条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、勤労青少年ホーム使用料減免申請書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第11条 条例第15条ただし書の規定により、同条第1号に該当する場合において、既に納付された使用料（以下「既納使用料」という。）を還付する額は、当該既納使用料の全額とする。

2 条例第15条第2号の規定により、市長が特別の理由があると認めて既納使用料を還付する場合は使用者が使用前7日までに使用の取消しを申し出た場合とし、既納使用料を還付する額は当該既納使用料の100分の80に相当する額の範囲内の額とする。

3 条例第15条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、勤労青少年ホーム使用料還付申請書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

4 前項の申請書には、専用使用等許可書を添付しなければならない。

（遵守事項）

第12条 条例第18条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

（1） 条例及びこの規則に違反しないこと。

（2） 市長が条例第8条第4項の規定により付けた条件に違反しないこと。

（3） 他人に危害を加え、又は迷惑をかけないこと。

（4） ホームの施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）を汚損し、損傷し、滅失し、若しくは紛失し、又はこれらのおそれのある行為をしないこと。

（5） 使用許可等を受けた施設等以外のものを使用しないこと。

（6） 壁、柱等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。

（7） 所定の場所以外の場所において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

（8） 所定の場所以外の場所に入入りしないこと。

（9） 市長の指定する者の指示に従うこと。

（10） 火気の使用に当たっては、責任者を定めて火災予防に努め、その後始末をすること。

（11） ホームの施設等の使用又は利用を終えたときは、使用場所又は利用場所を清掃し、当該施設等を整理整頓して直ちに原状に回復すること。

（12） ホームの施設等の使用又は利用に係る事故の責任については、使用者又は利用者が負うこと。

（運営委員会の組織）

第13条 米子市勤労青少年ホーム運営委員会（以下「運営委員会」という。）に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（運営委員会の会議）

第14条 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成19年3月28日規則第16号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別記

様式第1号（第4条、第6条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第7条、第8条関係）

様式第4号（第7条、第8条関係）

様式第5号（第9条関係）

様式第6号（第9条関係）

様式第7号（第10条関係）

様式第8号（第11条関係）

様式第1号（第4条、第6条関係）

米子市勤労青少年ホーム 使用者登録申請書 登録事項変更	
No.	
ふりがな 氏名	年 月 日生（ 歳）
住 所	（電話番号）
勤務先の名称	
勤務先の所在地	（電話番号）
職 種	事務、販売、技術、その他（ ）
申 込 区 分	新規、変更（No. ）、再交付
備 考	
<p>米子市勤労青少年ホームを使用したいので、利用証の交付を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>米子市長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 申請者 氏 名</p>	
勤 労 青 少 年 の 確 認 （この欄は、記入し ないでくだ さい。）	<ul style="list-style-type: none"> ・身分証明書・健康保険被保険者証 ・在校証明書・家内労働手帳・求職受付票 ・雇用保険受給資格者証・自動車運転免許証 ・国民健康保険被保険者証・船員手帳 ・その他（ ）
<p>（注）この申請書は、ホームを使用する人の名簿として保管し、連絡等にも利用します ますので、間違いのないように正しく記入してください。</p>	
利 用 証 交 付 年 月 日	年 月 日 米子市勤労青少年ホーム

様式第2号（第5条関係）

（表面）

No. _____		まで有効
米子市勤労青少年ホーム 利 用 証		
氏 名	(年 月 日生)	
住 所	(電話番号)	
勤 務 先	(電話番号)	
年 月 日交付		
米子市長		印

（裏面）

注 意	
1 この利用証は、本人に限り使用できます。	
2 入館の際は、必ず受付に提示してください。	
3 この利用証を破損し、若しくは紛失したとき、又はこの利用証の記載事項に変更があったときは、直ちに、申し出てください。	
4 有効期間が過ぎたら、改めて申し込んでください。	
5 ホームの開館時間及び休館日は、次のとおりです。	
○ 開館時間	平 日 午前9時から午後10時まで 日曜日 午前9時から午後5時まで
○ 休 館 日	水曜日 12月29日から翌年の1月3日までの日 国民の祝日に関する法律に規定する休日
米子市勤労青少年ホーム 米子市東福原八丁目24番31号 電話番号	

一部改正〔平成19年規則16号〕

様式第3号（第7条、第8条関係）

米子市勤労青少年ホーム専用使用等（変更）許可申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>									
米子市長 様	申請者 団体名 住所又は所在地 代表者 氏 名 （電話番号 ） 次のとおり、米子市勤労青少年ホームの専用使用等（変更）許可を申請します。								
使用目的									
使用日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで								
使用場所									
利用予定人員	人								
使用する附属設備及び器具									
使用者がする特別の設備	1 設備する（別紙図面のとおりに） 2 設備しない								
使用責任者	住所								
	氏名 （電話番号 ）								
米子市勤労青少年ホーム専用使用等（変更）許可書 上記の申請について、使用（変更）を許可します。 年 月 日 米子市長 印	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">使 用 料</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">施 設</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>冷 暖 房</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	使 用 料		施 設	円	冷 暖 房	円	合 計	円
使 用 料									
施 設	円								
冷 暖 房	円								
合 計	円								
許可条件									
[教示文記載]									

様式第4号（第7条、第8条関係）

米子市勤労青少年ホーム内制限行為（変更）許可申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>		
米子市長 様	申請者 団体名 住所又は所在地 代表者氏名 （電話番号 ）	
次のとおり、米子市勤労青少年ホーム内における制限行為（変更）の許可を申請します。		
行為の目的 (行事の名称)		
行為の種別		
行為の日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで	
行為の場所		
会場責任者	住所	
	氏名	（電話番号 ）
行為の内容		
米子市勤労青少年ホーム内制限行為（変更）許可書 上記の申請について、制限行為（変更）を許可します。 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">米子市長 印</div>		
許可条件		
[教示文記載]		

様式第5号（第9条関係）

米子市勤労青少年ホーム専用使用等取消届出書 年 月 日 米子市長 様 届出者 団体名 住所又は所在地 代表者氏名 （電話番号 ） 次のとおり、米子市勤労青少年ホームの専用使用等を取り消したいので、届け出ます。	
使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日 午前 ・ 午後 時 分から 年 月 日 午前 ・ 午後 時 分まで
使 用 場 所	
使用を取り消す理由	
取り消す特別設備等の内容	

様式第6号（第9条関係）

米子市勤労青少年ホーム内制限行為取消届出書 年 月 日 米子市長 様 届出者 団体名 住所又は所在地 代表者氏名 （電話番号 ） 次のとおり、米子市勤労青少年ホーム内における制限行為を取り消したいので、 届け出ます。		
行為の目的 （行事の名称）		
行為の種別		
行為の日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで	
行為の場所		
会場責任者	住所	
	氏名	（電話番号 ）
行為の内容		

様式第7号（第10条関係）

米子市勤労青少年ホーム使用料減免申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 米子市長 様 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 申請者 団体名 住所又は所在地 代表者氏名 ④ （電話番号 ） </div> 次のとおり、米子市勤労青少年ホームの使用料の減免を申請します。			
使用目的			
使用日時	年 月 日 午前・午後 時 分から	年 月 日 午前・午後 時 分まで	
使用場所			
減免を申請する理由			
※ 決定欄	(減免決定理由)	使用料	円
		減免額	円
		差引使用料	円
		減免年月日	年 月 日

※印欄は、記入しないでください。

様式第8号（第11条関係）

米子市勤労青少年ホーム使用料還付申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 米子市長 様 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 申請者 団体名 住所又は所在地 代表者氏名 ④ （電話番号 ） </div> 次のとおり、米子市勤労青少年ホームの使用料の還付を申請します。			
使 用 目 的			
使 用 日 時	年 月 日	午前 ・ 午後	時 分から
	年 月 日	午前 ・ 午後	時 分まで
使 用 場 所			
還付を申請する理由			
※ 決 定 欄	(還付決定理由)	既納使用料	円
		還 付 額	円
		差引使用料	円
		還付年月日	年 月 日

※印欄は、記入しないでください。